

## お話会・読み聞かせに関する著作権Q & A

～ 児童書四者懇談会の「お話会・読み聞かせ団体等  
による著作物の利用について」の疑問点を中心に～

日本図書館協会著作権委員会

2006年5月付けで、日本児童出版美術家連盟、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本書籍出版協会児童書部会からなる児童書四者懇談会による「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」(以下「懇談会手引」という)が作成されました。

この懇談会手引が出されたことで、「読み聞かせ等を行う現場に誤解を招きかねない」あるいは「読み聞かせ等の活動の萎縮につながる」といった声も日本図書館協会に寄せられました。

その後、懇談会手引は2007年4月2日付けで若干の修正が加えられましたが、依然として不明確な点を中心に、当委員会の見解をQ & Aの形でまとめました。読み聞かせ等を実施する際の一助となれば幸いです。

なお、このQ & Aでは著作権保護期間内にある著作物を利用することを前提とします。

Q1：懇談会手引が出されたことで、読み聞かせ等を行う際、特に注意しなければならなくなった点があるのでしょうか。

A： 法改正があったわけでも、児童書四者懇談会と日本図書館協会をはじめとする図書館団体とが何らかの契約を結んだわけでもありませんので、懇談会手引が出されたことで新たに注意をしなければならなくなった事項はありません。

読み聞かせ等は著作権法38条1項に定められた諸条件、すなわち、

1. 公表された著作物であること。
2. 営利を目的としないこと。
3. 聴衆・観衆から料金を受けないこと。
4. 実演・口述を行う者に対し報酬が支払われないこと。

を満たしていれば、従来どおり無許諾で実施することができます。ただし、翻案(利用する著作物に翻訳、編曲、変形、脚色などの改変を加えること)を伴う場合には、著作権者の許諾が必要になります。このことも従来と変わりありません。

Q2：懇談会手引には「実演・口述する人への交通費等の支払い」等の条件が記されていますが、いわゆる「非営利・無料」の一般的な解釈と違っていているように思います。実際にはどのように処理すればいいのでしょうか。

A： 著作権法38条1項の「実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合」の一般的な解釈としては、交通費や昼食代として、それらに相当する程度の金額が支払われる場合は「報酬」には該当しないとされていますが、「聴衆又は観衆から料金を受

けない場合」(注：条文中の括弧書き略)については、会場費やアルバイトへ支給される謝金に充てるための費用のみを徴収し、収益が発生しない場合であっても「料金」に該当するとされています。

懇談会手引では「本手引きにおいては、実演・口述する人への交通費等の支払い、ボランティアの交通費・昼食代および資料費、会場費等のお話会の開催にかかわる経費に充当するために観客から料金を受ける場合は、無許諾で利用できることとします。」とあり、一般的な著作権法の解釈より条件が緩和されています。少なくとも児童書四者懇談会に係る作品を利用する場合には、懇談会手引に従って問題ないと考えられます。

Q 3：紙芝居の会を行いたいのですが、会場が広く参加者も多いので、市販の紙芝居を手描きで拡大したいと思っています。懇談会手引には「著作者の許諾を要す」とありますが、やはり許諾が必要でしょうか。

A：手描きであるか何らかの機器を使用しているかに関わらず、拡大した紙芝居を作成することは複製に当たります。図書館が紙芝居の会などで拡大資料を作成することについて、著作権者の複製権を制限する規定はありませんので許諾が必要です。

一方、拡大した紙芝居を作成するのではなく、書画カメラ(OHC)などで映写して利用する場合は、著作権法上の上映を行っていることになりますが、Q 1で示した諸条件を満たしている場合には、著作権法38条1項により無許諾で行えます。

なお、懇談会手引には紙芝居の拡大が同一性保持権に触れるように書かれていますが、手描きの場合に、技術の未熟などのために再現性が低く同一性保持権に触れることがあるとしても、機器を使用して忠実に拡大・縮小されるのであれば、そのような著作物の利用は一般に広く行われていることであり、同一性保持権に触れるとは考えられません。

また、「出版社の許諾を得る」とありますが、出版社に著作権が譲渡されているのであれば、出版社は複製等を許諾する権利を有しません。出版社と著作者との間で出版権が設定されていたとしても同じです。

Q 4：ペープサートやエプロンシアターを趣味で作成されている方から、作成したものを寄贈したいとの申し出を受けました。懇談会手引にはペープサートやエプロンシアターについては「著作者の許諾を要す」とありますが、図書館が作成したものでも使用する際には許諾が必要でしょうか。

A：ペープサートやエプロンシアターによる著作物の利用は翻案に当たり、図書館が行うにあたっては、使用するペープサートやエプロンシアターの作成を図書館で行う場合、外部機関に委託する場合、作成されたものの寄贈を受ける場合の別なく、「著作者の許諾」が必要になります。また、同一性保持の問題がありますので、「著作者の同意」も得ておく必要があります。

趣味でペープサートやエプロンシアターを作成することについては、著作権法30条1項と同様「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用

すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは」、著作権法43条に基づき無許諾で行えますが、私的使用のために作成したものを、図書館での使用など、私的使用の範囲を超えた使用をする場合、目的外使用になりますので、寄贈の前に許諾を得ておく必要があります。

なお、寄贈されるペーパーアートやエプロンシアターが図書館での使用に関する許諾を得られていないものであったとしても、現行法上、受領するだけで使用する意思がないのであれば、図書館には問題は及びません。

Q5：お話会の広報チラシに、お話会で使用する本から文章の一部や挿絵を転載したいと思っています。懇談会手引には「引用にあたる場合を除き、著作権者の許諾を要す」とありますが、許諾が必要でしょうか。

A： 語句レベルの極めて短い場合を除けば、利用する著作物の転載は、僅かな部分であっても複製に当たりますので、許諾が必要となります。

なお、引用と認められるには、

1. 引用する著作物は公表されたものであること。
2. 自らの著作物を作成するにあたって、その引用が不可欠であり、かつ必要最小限度であること。
3. 自らの著作物が主であって、引用する著作物が従であること。
4. 自らの著作物と引用した著作物が明瞭に区分されていて、かつ出典が明らかにされていること。

が条件とされています。通常、広報チラシやポスターなどに著作物を掲載する場合、上記の条件を満たすことは少なく、無許諾で利用できることは稀だと考えられます。

Q6：読み聞かせボランティア養成のための講習会を計画しており、講師には交通費、宿泊費のほか、相応の謝金も支払います。講習会においては、必然的に講師が読み聞かせを実演することになりますが、この場合の実演は「営利を目的としない上演等」には該当しないと思います。許諾が必要でしょうか。

A： 講習会での講話そのものが著作物となりえますので、講話の中で行われた読み聞かせの実演は、Q5に示した諸条件を満たしている限りは引用であり、許諾は不要と考えられます。

また、引用に関して定めた著作権法32条に非営利であることはうたわれていないので、相応の謝金を支払うことも問題にはなりません。

Q7：子ども向けのブックリストを作成していますが、より興味を引くために表紙の写真を載せたいと思います。懇談会手引では「無許諾で使用できる」とありますが、本当に無許諾で使用して問題はないのでしょうか。

A： ブックリストや書評に表紙の写真を載せるといった利用について、一般的な著作権法の解釈では、表紙に写真や絵画がなく単に書名や著者名、出版社名のみが記載されているにすぎない場合と、写真や絵画がある場合とで扱いが異なるとされています。

一般に書名は著作物ではないとされており、また、著者名や出版社名も著作物ではありませんので、書名や著者名、出版社名のみが記載されているにすぎない表紙の場合、許諾を得る必要はないとされています。

一方、写真や絵画は著作物であり、保護の対象となります。表紙の写真をブックリスト等に掲載するという事は、表紙にある写真や絵画を複製することになるので、写真や絵画の著作権者の許諾が必要とされています。

児童書の表紙には写真や絵画が使われている場合が多く、一般的な解釈に従えば、許諾が必要ということになりますが、懇談会手引では、これよりも条件が緩和されています。少なくとも児童書四者懇談会に係る作品に関しては、表紙に写真や絵画がある場合でも、懇談会手引に従い、無許諾で掲載しても問題ないと考えられます。

Q 8：懇談会手引には許諾を必要とする利用方法が例示されていますが、児童書四者懇談会と日本図書館協会との間で包括的な許諾契約を結ぶことはできないでしょうか。

A： 懇談会手引では、許諾申請を個々の出版社に対して行うようになっており、児童書四者懇談会で単一の窓口を有しているわけではありません。また、必ずしも、それぞれの出版社が著作権を有していたり管理委託されていたりするわけではなく、出版社を通じて著作権者に許諾申請を回送しなければならないものが相当数あると懇談会手引からうかがわれます。

加えて、利用する側の図書館においても、利用形態や範囲、期間が一樣ではなく、すべての著作権者がすべての申請に対して許諾を出せる状況にはないということは想像に難くありません。

このような状況から、現状において包括的な許諾を結ぶことは困難であると考えています。

Q 9：読み聞かせ等を行っているところを録音したり録画したりして、後日、再利用したいと思っています。このような利用については懇談会手引に記載がありませんが、許諾が必要でしょうか。

A： 読み聞かせ等を行っているところを録音したり録画したりすることは、著作権法上、読み聞かせ等で利用されている著作物を複製することになります。

図書館の職員研修や、読み聞かせ等の代替手段として使用することを想定して、図書館が録音や録画をするのであれば、著作権者の許諾が必要です。

なお、読み聞かせ等を行う際、演者に「実演家の権利」が発生すると考えるのが合理的です。録音や録画を行う場合には、仮に演者が身内の図書館職員等であっても、種々の条件を書面で確認しておくことが望ましいといえます。

また、録音者にレコード製作者の権利が発生しますし、録画の場合でカメラワークなどに創作性が認められる場合は、録画物の製作者に著作権が発生します。通常は、図書館が録音物や録画物の製作者であり利用者となるでしょうから問題になりませんが、外部機関が製作者となる場合には、利用条件などを書面で確認しておくことが望ましいといえます。